

資金決済に関する法律第20条第1項に基づく 前払式支払手段の払戻しのお知らせ

令和7年12月31日に取り扱いを終了した、当協同組合発行の前払式支払手段について、下記のとおり未使用残高の払戻しをいたしますので、期間内に申出をお願いいたします。

記

○払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号
協同組合大社ショッピングセンター

○払戻しの対象となる前払式支払手段の種類
・商品券



・商品券春夏秋冬

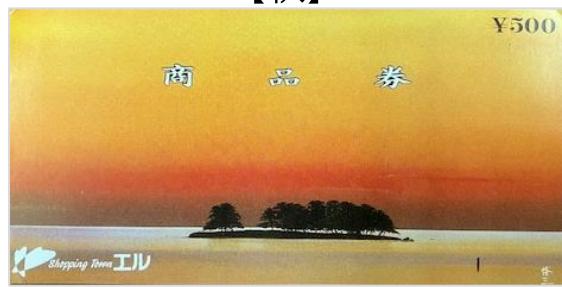
【春】



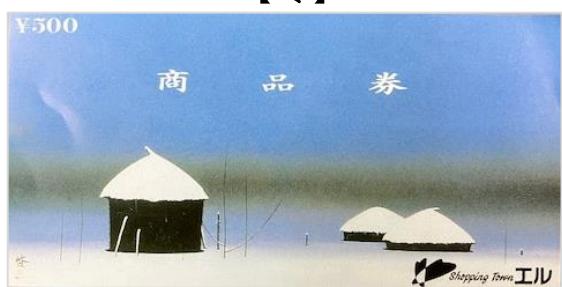
【夏】



【秋】



【冬】



○払戻しの申出期間

令和8年1月5日（月）午前10時から令和8年3月22日（日）午後5時まで

※当該申出期間内に申出をしなかった前払式支払手段の保有者は、当該払戻しの手続きから除斥されますのでご注意願います。

○申出の方法

払戻しの申出期間内に未使用商品券を大社ショッピングセンター内の組合事務局に直接持参。

「場所」島根県出雲市大社町北荒木625番地2

○払戻しの方法

大社ショッピングセンター内の組合事務局に未使用商品券を持参した申出人に対し、その場で未使用商品券額面合計金額を全額現金で払戻し。

○払戻しに関する問い合わせ先

〒699-0722

島根県出雲市大社町北荒木625番地2

協同組合大社ショッピングセンター 事務局

電話（0853）53-5375（午前10時～午後5時まで）

協同組合大社ショッピングセンター
令和8年1月5日